

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（特定建築物の定期報告） 第11条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の（あ）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に応じそれぞれ同表（い）欄に掲げるもの（同表の1の項から3の項まで及び6の項の（あ）欄に掲げる用途に供するものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを、同表の5の項及び7の項から13の項までの同欄に掲げる用途に供するものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除く。）とし、当該特定建築物に係る同条第1項の規定による報告の時期は、それぞれ同表（う）欄の各項に掲げるとおりとする。 〔表 別紙2 挿入〕 〔2・3 略〕	（特定建築物の定期報告） 第11条 〔同左〕 〔表 別紙1 挿入〕 〔2・3 同左〕

4 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第282号) 第2の規定により市規則で付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準による法第12条第1項に規定する調査は、次の表(当該調査のうち個室ビデオ店等に係るもの以外のものにあつては、同表の1の項に係る部分に限る。)の(あ)欄に掲げる調査項目に応じ、同表(い)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(う)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。 [表 別紙4 挿入] [5・6 略]	4 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第282号) 第2の規定により市規則で付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準による法第12条第1項に規定する調査(個室ビデオ店等に係る調査に限る。)は、次の表の(あ)欄に掲げる調査項目に応じ、同表(い)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(う)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。 [表 別紙3 挿入] [5・6 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

[第 11 条第 1 項の表 別紙 1]

項番号	(あ)	(い)	(う)
	用途	建築物の種別	報告の時期
[同左]			
4	遊技場（条例第 3 条の 3 第 1 項に規定する個室ビデオ店等（以下 <u>個室ビデオ店等</u> という。）に限る。）	[同左]	[同左]
[同左]			

[第 11 条第 1 項の表 別紙 2]

項番号	(あ)	(い)	(う)
	用途	建築物の種別	報告の時期
[略]			
4	遊技場（条例第 3 条の 3 第 1 項に規定する個室ビデオ店等（以下「 <u>個室ビデオ店等</u> 」という。）に限る。）	[略]	[略]
[略]			

[第 11 条第 4 項の表 別紙 3]

項番号	(あ)		(い)	(う)
	調査項目		調査方法	判定基準
[新設]				
<u>1</u>	階段	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第 3 条の 3 第 1 項の規定に適合しないこと。ただし、条例第 3 条の 3 第 7 項の規定が適用され、かつ、令第 129 条第 2 項に規定する階避難安全性能（以下 <u>階避難安全性能</u> という。）及び令第 129 条の 2 第 3 項に規定する全館

				避難安全性能（以下 <u>全館避難安全性能</u> という。）に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
<u>2</u>		直通階段の設置の状況	<u>目視</u> 及び設計図書等により確認する。	[同左]
<u>3</u>	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
<u>4</u>	出口	出口の確保の状況	<u>目視</u> 及び設計図書等により確認する。	[同左]

[第 11 条第 4 項の表 別紙 4]

項番号	(あ)		(い)	(う)
	調査項目		調査方法	判定基準
<u>1</u>	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により閉鎖又は作動に支障があること
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること
		固定の状況	目視等により確認する。	開放状態に固定されていること
		作動の状況（人の通行の用に供する部分に設ける防火扉に係るものに限る。）	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和 48 年建設省告示第 2563 号）第 1 第 1 号又は第 2 号イの規定に適合しないこと
<u>2</u>	階段	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第 3 条の 3 第 1 項の規定に適合しないこと。ただし、条例第 3 条の 3 第 7 項の規定が適用され、かつ、令第 129 条第 2 項に規定する階避難安全性能（以下「階避難安全性能」という。）及び令第 129 条の 2 第 3 項に規定する

				全館避難安全性能（以下「 <u>全館避難安全性能</u> 」という。）に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
<u>3</u>		直通階段の設置の状況	<u>目視等</u> 及び設計図書等により確認する。	[略]
<u>4</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>5</u>	出口	出口の確保の状況	<u>目視等</u> 及び設計図書等により確認する。	[略]